

上手な暮らし塾

特集

市民

市政

「ご意見、
プレゼント」

生活情報

健康

子育て

福祉

講演・講座

もよおし

おしらせ

募集

「住宅火災」いのちを守る7つのポイント

<3つの習慣>

◎寝たばこは絶対にやめる。



◎ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。



◎ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。



<4つの対策>

◎お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協働体制をつくる。



◎寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。



◎火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。



◎逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。



+

火災警報器の電池が切れていないか定期的に確認してください。設置がまだのご家庭は、早めの設置をお願いします。

防災

「消しましょうその火その時その場所で」

（平成28年度防火標語）

火災が発生しやすい時期を迎えるにあたり、11月9日から15日まで秋季火災予防運動を実施します。

住宅火災の多くは、ちよとした不注意や火の不始末などから起きています。あなたの大切な家族や財産を守るためにも次のポイントを心がけ、火の用心に努めましょう。

消費者

こんなところにも、計量法！

〜11月は計量強調月間です〜

ある日、Aさんは車に給油するため、ガソリンスタンドへ立ち寄りました。いつものようにレギュラー満タンで入れたところ、いつも入る量より、ガソリンスタンドのメーターに表示されている数値が大きいような気がしました。「いつもどおり入れたつもりなのに、おかしいな。」なんだか腑に落ちないまま帰ってきました。



普段私たちは生活の中で、メーターやばかりで示されたものに対して、疑問を持つことなく、料金を支払っています。これはメーターやはかりなどの計量器が「正しい」という前提があるからでしょう。この前提を守っているのが適正計量を定めている「計量法」という法律です。

この法の規制は、ガソリンスタンドのメーターだけでなく、ご家庭にある水道メーターやガスメーター、学校や病院などで使われている体重計、肉などはかり売りで使われているばかり、体温計や血圧計など生活の中のものより身近なものにも及びます。

消費者センターでは、取引・証明に使われる「ばかり」の検査や、スーパーなどで販売されているパック詰め商品の内容量の検査に加え、ガソリンスタンドの給油機メーターの検査など、正確な計量のための業務を日々行なっています。

11月は計量強調月間です。「はかり」について関心を持ついい機会です。ご家庭で今お使いのはかりは正確でしょうか。次の期間に家庭用ばかりの無料検査を行いますので、ぜひご利用ください。

◆家庭用ばかりの無料検査

11月の計量強調月間にあわせて、ご家庭の体重計やはかりなどの検査を行います。期11月12日(土)から12月4日(日)までの土・日・祝日 午前10時〜午後5時 所消費者センター 申事前(電話)☎829・1500)で。

■計量に関するご相談は消費者センター(メルカつきまち4階、☎829・1500)へお気軽にどうぞ。受け付けは午前10時〜午後6時30分です。月曜日休業(祝日の場合、直後の平日)。土・日・祝日も相談できます。